

委員名：_____

(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

1 教育の支援

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

参考にした国・県の施策等：

【記入欄】

委員名： _____

(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

2 生活の安定に資するための支援

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

参考にした国・県の施策等：

【記入欄】

委員名： _____

(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

参考にした国・県の施策等：

【記入欄】

委員名：_____

(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

4 経済的支援

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

参考にした国・県の施策等：

【記入欄】

委員名：_____

(千葉県子どもの貧困対策推進計画より)

5 支援につなぐ体制整備

子どもの貧困対策を推進するにあたり、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要な子ども、家庭とをつなぐための体制整備が求められている。また、支援につなぐために、支援が必要な子ども、保護者、家庭への気づきが重要となる。

参考にした国・県の施策等：

【記入欄】

委員名：_____

6 その他

どの分類にも当てはまらないようなものについて、自由に記載ください。

参考にした国・県の施策等：

【記入欄】